

福崎町創業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福崎町で創業(起業)を行う者に対して創業支援補助金を交付することにより、福崎町における創業(起業)の取組を支援し、新たな雇用の創出及び移住定住を促進し地域経済の活性化と商工業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「創業(起業)」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合
- (2) 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福崎町商工会が実施する認定特定創業支援等事業による支援を受けた者
- (2) 事業の完了までに創業し、福崎町商工会へ加入する者
- (3) 個人事業主にあつては、事業の完了までに町内に居住し、住民登録がされている者
- (4) 法人にあつては、事業の完了までに町内を主たる事業所の所在地として法人登記が行われている者
- (5) 創業(起業)後3年間は事業を継続し、福崎町商工会の会員である者
- (6) 町税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で規定する事業を営む者
- (2) 福崎町暴力団排除条例(平成25年福崎町条例第3号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
- (3) 他の者が行っていた事業を承継して行う事業を営む者
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む者
- (6) 公序良俗に反する事業を営む者
- (7) その他町長が適正でないと認める事業を営む者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に規定する補助対象者が福崎町で創業(起業)により行う事業で、町の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれる事業とする。

(補助対象事業の期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日が属する年度の4月1日から翌

年の3月20日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する期間に要した補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とし、その合計額が30万円以上のものを対象とする。

- (1) 工事・修繕費
- (2) 設備・備品等購入費
- (3) 事務所等の購入費又は賃借料
- (4) 業務委託費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 研修費
- (7) その他町長が特に必要と認めた経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、次項に規定する額を限度とする。

- 2 補助金の限度額は、100万円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、福崎町創業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 町税の滞納がない証明書
- (4) 福崎町商工会が実施する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
- (5) 補助対象経費の内訳を説明する書類(契約書、見積書等)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、福崎町創業支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。なお、通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その申請事項を変更しようとするときは、福崎町創業支援補助金変更交付申請書(様式第

5号)に、次に掲げる書類を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該補助対象事業の目的及び補助金額に変更がないものについては、この限りでない。

- (1) 変更の内容が確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、福崎町創業支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、福崎町創業支援補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 事業の成果が確認できる書類(図面、写真等)
- (2) 対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 創業したことが確認できる書類(登記簿、履歴事項全部証明書、開業届等の写し)
- (4) 住民票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、福崎町創業支援補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、福崎町創業支援補助金請求書(様式第9号)を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 創業事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を福崎町創業支援補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、福崎町創業支援補助金返還命令通知書（様式第 11 号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（事業所等の移転）

第 16 条 補助金の交付を受けた補助事業者が、事業完了後 3 年未満で福崎町外へ転出した場合又は事業所を福崎町外に移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない。

（状況報告等）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 3 年間、次に掲げる事項の毎年度の状況等について、福崎町創業支援補助金状況報告書（様式第 12 号）に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （1）補助事業の成果
- （2）事業内容、収支及び決算等
- （3）雇用状況
- （4）その他町長が必要と認める事項

2 町長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地調査をすることができる。

3 町長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。